

# R3 事業継続支援給付金給付事業

## 【飲食店取引事業者緊急支援型（第8期）】

商工観光部商工振興課

事業費：5,042 千円

(A+B)

### 事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中で、本市の状況も例外ではない。このような中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では、市内中小企業者等を対象に、事業継続支援給付金給付事業を実施してきたところである。

ワクチン接種が進む中、昨年末には全国的にも新規感染者数が減少し、本市においても感染者が確認されない時期が続いたところではあったが、南アフリカで確認された感染力の強い、新たな変異株【オミクロン株】の国内での確認や、年末年始における人流増の影響もあり、令和4年になり、本県においても感染者が増加し、1月8日には奄美大島5市町村に県独自の緊急事態宣言が発令されるとともに、飲食店への営業時間短縮が要請され、1月19日には県全体の警戒基準がレベル2に引き上げられるとともに、1月21日から2月3日までの2週間、本市を含む県内3市の飲食店等に営業時間短縮要請が行われた。

さらに、1月24日には鹿児島県が「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請し、1月25日に同措置の適用が決定され、1月27日から2月20日まで、県内全市町村が措置区域に指定されるとともに、飲食店等に対する営業時間短縮要請が延長されたが、県内の新規感染者数の高止まりの状況が続いていることから、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで2週間延長されるとともに、飲食店等に対する営業時間短縮要請期間も再び延長された。

これまでの感染症拡大の長期化で、経営に大きな影響を受けている飲食店取引事業者は、今回の営業時間短縮要請の延長により、更に厳しい経営状況に置かれている。

### 事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、「まん延防止等重点措置」の適用期間が延長されるとともに、要請されていた飲食店等に対する営業時間短縮期間が再び延長されたことに伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受ける飲食店取引事業者の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

【対象者】 市内に事業所があり、飲食店と直接取引のある事業者 80 事業者

(食材や酒類、業務用資材等の卸売業者、おしぼり等のリネンサプライ業者 など)

【給付要件】 ① 令和3年4月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月又は2月のいずれかの月の売上が、2019年、2020年又は2021年同月等に比して30%以上減少していること。(対象月を拡大する場合がある。)

③ 事業所得を申告していること。

④ 令和元年に市税を納付していること。 等

【給付金額】 5,000 千円 A (負担金補助及び交付金)

法人 (20 事業者) : 10 万円 個人事業主 (60 事業者) : 5 万円

【申請開始】 令和4年3月上旬予定

【事務費】 42 千円 B (消耗品費、通信運搬費、手数料)